

指定障害福祉サービス事業者等に対する行政処分について

平成30年8月17日

北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しました。

記

- 1 事業者 社会福祉法人時優会
- 2 代表者の氏名 理事長 植村 時子
- 3 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

番号	事業所の名称	所在地 (北九州市小倉南区)	サービスの種類	事業所番号
1	生活介護支援センター ひととき	舞ヶ丘二丁目1番46号	生活介護	4017701345
2	生活介護支援センター 和らぎ	高野一丁目4番10号	生活介護	4017700495
3	就労支援センター びりーぶ	舞ヶ丘二丁目1番46号	就労継続支援A型	4017700628
4	就労支援センター どりーむ	舞ヶ丘二丁目1番46号	就労継続支援B型	4017700628
5	就労支援センター どりーむ	舞ヶ丘二丁目1番46号	短期入所	4017700628
6	グループホーム かえるの宿	舞ヶ丘二丁目1番43号	共同生活援助	4027700139
7	児童クラブ ばわふる	舞ヶ丘二丁目1番43号	放課後等デイサービス	4057703300
8	児童クラブ すまいる	高野一丁目4番10号	放課後等デイサービス	4057702930
9	児童クラブ わくわく	舞ヶ丘二丁目1番29号	放課後等デイサービス	4057703318

- 4 処分年月日
平成30年8月6日
- 5 処分の内容
指定の取消し（上記の9事業所すべて）
- 6 効力発生日
平成30年10月1日（上記の9事業所すべて）

7 指定取消の理由

(1) 生活介護支援センター ひととき（生活介護事業所）

ア 人員基準違反【法第 50 条第 1 項第 3 号】

平成 28 年 8 月から平成 29 年 8 月までの間、常勤のサービス管理責任者（兼管理者）として A 氏を配置しているとの届出がなされていたが、実際には、A 氏には勤務の実態がなく、指定障害福祉サービスの事業の基準（以下（6）までにおいて「指定基準」という。）に違反した。

イ 運営基準違反【法第 50 条第 1 項第 4 号】

上記（1）－ア記載のとおり、サービス管理責任者が配置されていなかったため、生活介護計画（個別支援計画）の作成に係る一連の業務が適切に行われておらず、指定基準に違反した。

ウ 報酬の不正請求【法第 50 条第 1 項第 5 号】

(ア) 上記（1）－ア記載のとおり、サービス管理責任者である A 氏には勤務の実態がないことから、常勤のサービス管理責任者が配置されていない場合に該当するため、人員欠如となった翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの期間、利用者全員について所定単位数の 100 分の 70 を算定すべきところ、平成 28 年 10 月から平成 29 年 8 月までの間、人員欠如の減算をせず、報酬を不正に請求し、受領した。

(イ) 上記（1）－ウー（ア）記載のとおり、A 氏は、平成 28 年 8 月 1 日の就任から平成 29 年 8 月 31 日の退任までの間、実際には勤務実態がなく、指定基準に規定する生活介護計画（個別支援計画）の作成に係る一連の業務を適切に行っていないことから、所定単位数の 100 分の 95 を算定すべきところ、平成 28 年 8 月から平成 29 年 8 月までの間、減算をせず、報酬を不正に請求し、受領した。

(ウ) 平成 22 年 4 月 1 日、法人は株式会社 B（以下「給食業者」という。）との間で、食事提供サービスに関する委託契約を締結し、給食業者から納品された弁当を当該事業所の利用者に提供していた。

施設外で調理されたものを提供する場合は、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされていることが算定要件の一つとされているが、この算定要件に適合しないにもかかわらず、少なくとも平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの間、食事提供体制加算を算定し、報酬を不正に請求し、受領した。

(エ) 当該事業所の利用者に対して、その居宅等と当該事業所との間の送迎を行ったとして、平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの間、送迎加算を算定しているが、平成 29 年 8 月 22 日の監査において、送迎記録の提出を求めたところ、事務長 C 氏（以下「事務長」という。）から、送迎記録はない旨、繰り返し答弁がなされた。

ところが、平成 29 年 8 月 25 日に事務長から送迎記録を保管していたとの説明があり、本市職員に対し保管していた送迎記録が提示されたが、この送迎記録が偽造されたものであることが判明し、事務長はサービス提供実績記録票をもとに偽造したことを認めた。

このように、報酬算定の根拠となる挙証資料（送迎記録）を保管していないにもかかわらず、平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの間、送迎加算を算定し、報酬を不正に請求し、受領した。

エ 虚偽の報告【法第 50 条第 1 項第 6 号】

(ア) 監査において、勤務の実態のない管理者兼サービス管理責任者である A 氏が、あたかも常勤として勤務しているかのように装い、従業員の勤務体制一覧表（シフト表）や出勤簿等を偽造し、提出した。

(イ) 監査において、送迎記録を偽造し、提示した。

オ 虚偽の答弁【法第 50 条第 1 項第 7 号】

(ア) 平成 29 年 8 月 22 日の監査におけるヒアリングにおいて、管理者兼サービス管理責任者である A 氏は、勤務の実態がないにもかかわらず、あたかも常勤で勤務しているかのように装い、虚偽の答弁を行った。

(イ) 監査において、給食業者の弁当を昼食として利用者に提供しているにもかかわらず、あたかも事業所で日頃から食事を調理し、提供しているかのように装い、従業員が虚偽の答弁を行った。

(2) 生活介護支援センター 和らぎ（生活介護事業所）

ア 報酬の不正請求【法第 50 条第 1 項第 5 号】

(ア) 毎週土曜日は、事業所を開所せず、舞ヶ丘エリアにある生活介護事業所「生活介護支援センター ひととき」でサービスを提供しているにもかかわらず、あたかも高野エリアにある当該事業所でサービスを提供しているかのように装い、少なくとも平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの間、報酬を不正に請求し、受領した。

(イ) 上記（1）－ウー（ウ）と同様、給食業者の弁当を昼食として利用者に提供しているにもかかわらず、少なくとも平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの間、食事提供体制加算を算定し、報酬を不正に請求し、受領した。

(ウ) 上記（1）－ウー（エ）と同様、報酬算定の根拠となる挙証資料（送迎記録）を保管していないにもかかわらず、少なくとも平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの間、送迎加算を算定し、報酬を不正に請求し、受領した。

イ 虚偽の報告【法第 50 条第 1 項第 6 号】

監査において、送迎記録を偽造し、提示した。

ウ 虚偽の答弁【法第 50 条第 1 項第 7 号】

(ア) 毎週土曜日は、事業所を開所せず、舞ヶ丘エリアにある生活介護事業所「生活介護支援センター ひととき」でサービスを提供しているにもかかわらず、あたかも高野エリアにある当該事業所で生活介護サービスを提供しているかのように装い、管理者である D 氏や、多機能型事業所である放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者の E 氏が虚偽の答弁を行った。

(イ) 平成 29 年 10 月 13 日の監査におけるヒアリングにおいて、給食業者の弁当を昼食として利用者に提供しているにもかかわらず、事業所で日頃から食事を調理し、提供していると、D 氏や E 氏が虚偽の答弁を行った。

(3) 就労支援センター ぴりーぶ(就労継続支援A型事業所)

ア 不正の手段による指定【法第50条第1項第8号】

平成29年4月17日付けで本市に提出した当該事業所に係る指定申請書において、F氏を常勤の管理者兼サービス管理責任者として配置する旨の届出を行った。

しかしながら、指定申請時からF氏が常勤の管理者兼サービス管理責任者として勤務する予定がないにもかかわらず、指定申請においてF氏が常勤として勤務するかのよう装い、不正に指定を受けた。

イ 報酬の不正請求【法第50条第1項第5号】

上記(3)ア記載のとおり、不正の手段により指定を受け、報酬を不正に請求し、受領した。

ウ 虚偽の報告【法第50条第1項第6号】

(ア) 監査において、常勤として勤務していないサービス管理責任者を、あたかも常勤として勤務しているかのよう装い、従業員の勤務体制一覧表(シフト表)、出勤簿等を偽造し、提出した。

(イ) 監査において、送迎記録を偽造し、提示した。

エ 虚偽の答弁【法第50条第1項第7号】

(ア) 監査において、管理者兼サービス管理責任者であるF氏が、常勤として勤務していないにもかかわらず、あたかも常勤として勤務しているかのよう装い、虚偽の答弁を行った。

(イ) 監査において、給食業者の弁当を昼食として利用者に提供しているにもかかわらず、あたかも事業所で日頃から食事を調理し、提供しているかのよう装い、従業員が虚偽の答弁を行った。

(4) 就労支援センター どりーむ(就労継続支援B型事業所)

ア 人員基準違反【法第50条第1項第3号】

常勤のサービス管理責任者(兼管理者)としてF氏を配置しているとの届出がなされていたが、実際には、F氏は当該事業所において週に1日しか勤務しておらず、少なくとも平成27年4月から、指定基準に違反していた。

イ 運営基準違反【法第50条第1項第4号】

上記(4)ア記載のとおり、常勤のサービス管理責任者を配置しておらず、また、平成29年8月22日の監査におけるヒアリングにおいて、管理者であるF氏が認めたとおり、就労継続支援B型計画(個別支援計画)の作成に係る一連の業務を適切に行っておらず、指定基準に違反していた。

ウ 報酬の不正請求【法第50条第1項第5号】

(ア) 上記(4)ア記載のとおり、サービス管理責任者であるF氏は常勤のサービス管理責任者として勤務していないことから、常勤のサービス管理責任者が配置されていない場合に該当するため、人員欠如となった翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの期

間、利用者全員について所定単位数の 100 分の 70 を算定すべきところ、少なくとも平成 27 年 6 月から平成 29 年 8 月までの間、人員欠如の減算をせず、報酬を不正に請求し、受領した。

(イ) 上記 (4) ーイ記載のとおり、サービス管理責任者である F 氏は、少なくとも平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの期間、指定基準に規定する就労継続支援 B 型計画（個別支援計画）の作成に係る一連の業務を適切に行っていないことから、所定単位数の 100 分の 95 を算定すべきところ、平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの間、減算をせず、報酬を不正に請求し、受領した。

(ウ) 上記 (1) ーウー (ウ) と同様、給食業者から納品された弁当を当該事業所の利用者に提供しているにもかかわらず、少なくとも平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの間、食事提供体制加算を算定し、報酬を不正に請求し、受領した。

(エ) 上記 (1) ーウー (エ) と同様、報酬算定の根拠となる挙証資料（送迎記録）を保管していないにもかかわらず、少なくとも平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの間、送迎加算を算定し、報酬を不正に請求し、受領した。

エ 虚偽の報告【法第 50 条第 1 項第 6 号】

(ア) 監査において、常勤のサービス管理責任者としての勤務の実態がない管理者兼サービス管理責任者である F 氏が、あたかも常勤として勤務しているかのように装い、従業員の勤務体制一覧表（シフト表）や出勤簿等を偽造し、提出した。

(イ) 監査において、送迎記録を偽造し、提示した。

オ 虚偽の答弁【法第 50 条第 1 項第 7 号】

(ア) 平成 29 年 8 月 22 日の監査におけるヒアリングにおいて、常勤のサービス管理責任者としての勤務の実態がない管理者兼サービス管理責任者で F 氏が、あたかも常勤として勤務しているかのように装い、虚偽の答弁を行った。

(イ) 監査において、給食業者の弁当を昼食として利用者に提供しているにもかかわらず、あたかも事業所で日頃から食事を調理し、提供しているかのように装い、従業員が虚偽の答弁を行った。

(5) 就労支援センター ドリーむ（短期入所事業所）

ア 不正の手段による指定【法第 50 条第 1 項第 8 号】

平成 27 年 2 月 14 日付けで本市に提出した当該事業所に係る指定申請書において、当該事業所の位置図面を提出し、小倉南区舞ヶ丘二丁目 1 番 4 6 号所在の建物内の 2 階部分で事業を行うと申請した。

しかしながら、申請した場所では短期入所事業を行っておらず、実際には小倉南区舞ヶ丘二丁目 1 番 4 3 号所在の建物内にある共同生活援助事業所及びその 3 階部分、もしくは小倉南区舞ヶ丘二丁目 1 番 2 9 号所在の建物内にある共同生活援助事業所及びその 3 階部分を使用し、短期入所事業を行っており、不正の手段により指定を受けた。

イ 報酬の不正請求【法第 50 条第 1 項第 5 号】

上記 (5) ーア記載のとおり、不正の手段により指定を受け、報酬を不正に請求し、受領

した。

ウ 虚偽の報告【法第 50 条第 1 項第 6 号】

(ア) 夜間従事者として勤務の実態がないにもかかわらず、監査において、理事長があたかも勤務しているかのように装い、従業者の勤務体制一覧表（シフト表）や出勤簿等を偽造し、提出した。

(イ) 監査において、送迎記録を偽造し、提示した。

(ウ) 栄養士である G 氏が、勤務の実態がないにもかかわらず、あたかも勤務しているかのように装い、出勤簿等を偽造し、提出した。

エ 虚偽の答弁【法第 50 条第 1 項第 7 号】

(ア) 申請した場所では短期入所事業を行っておらず、実際には小倉南区舞ヶ丘二丁目 1 番 4 3 号所在の建物内にある共同生活援助事業所及びその 3 階部分、もしくは小倉南区舞ヶ丘二丁目 1 番 2 9 号所在の建物内にある共同生活援助事業所及びその 3 階部分を使用し、短期入所事業を行っているにもかかわらず、監査において、あたかも申請場所で事業を行っているかのように装い、管理者や従業者が虚偽の答弁を行った。

(イ) 監査において、給食業者の弁当を昼食として利用者に提供しているにもかかわらず、事業所で食事を調理し、提供していると虚偽の答弁を行った。

(ウ) 栄養士である G 氏が、勤務の実態がないにもかかわらず、あたかも勤務しているかのように装い、虚偽の答弁を行った。

(6) グループホーム かえるの宿（共同生活援助事業所）

ア 人員基準違反【法第 50 条第 1 項第 3 号】

当該事業所の管理者である理事長が、管理上支障があるにもかかわらず、短期入所事業所の生活支援員と放課後等デイサービス事業所の管理者兼児童発達支援管理責任者を兼務しており、常勤かつ専従の要件に違反していた。

イ 設備・運営基準違反【法第 50 条第 1 項第 4 号】

(ア) 指定を受けている場所と異なる場所に、入居者を居住させていた。

(イ) 指定を受けている当該事業所以外の場所（別棟の食堂）で、入居者に対し、平日に朝食及び夕食を提供していた。

(ウ) 当該事業所の入居者に対し、当該事業所以外の場所で入浴サービスを提供していた。

(エ) 平成 29 年 12 月 21 日の夜間の監査（立入検査）において、すべての居室のドアに外から鍵をかけ、入居者が自己の意思で外に出ることのできないよう身体拘束を行っていたが、一部の利用者を除き、利用者家族への説明・同意を得ておらず、また、身体拘束を行う必要性について、具体的な検討を行っておらず、さらに、身体拘束を行った記録を作成していなかった。

ウ 報酬の不正請求【法第 50 条第 1 項第 5 号】

上記（6）－イ－（ア）記載のとおり、指定を受けている場所とは異なる場所に入居者を居住させていたにもかかわらず、あたかも指定している場所でサービスを提供しているかの

ように装い、少なくとも平成 29 年 4 月以降、報酬を不正に請求し、受領した。

エ 虚偽の答弁【法第 50 条第 1 項第 7 号】

(ア) 指定を受けている場所とは異なる場所に入居者を居住させていたにもかかわらず、荷物を保管しているだけであると、理事長が虚偽の答弁を行った。

(イ) 指定を受けている当該事業所以外の場所（別棟の食堂）で、入居者に対し、平日に朝食及び夕食を提供していたにもかかわらず、あたかも当該事業所で食事を提供しているかのように装い、理事長や従業員が虚偽の答弁を行った。

(7) 児童クラブ ぱわふる（放課後等デイサービス事業所）

ア 人員基準違反【児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号】

当該事業所の管理者兼児童発達支援管理責任者である理事長が、管理上支障があるにもかかわらず、短期入所事業所の生活支援員と共同生活援助事業所の管理者を兼務しており、常勤かつ専従の要件を満たしておらず、指定障害児通所支援サービスの事業の基準に違反した。

イ 報酬の不正請求【児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号】

(ア) 上記（7）－ア記載のとおり、常勤かつ専従が要件とされている児童発達支援管理責任者として配置されている理事長が、短期入所事業所の従業員等を兼務しており、常勤の児童発達支援管理責任者が配置されていない場合に該当することから、人員欠如となった翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの期間、利用者全員について 100 分の 70 を算定すべきところ、平成 28 年 2 月から平成 29 年 8 月までの間、人員欠如の減算をせず、報酬を不正に請求し、受領した。

(イ) 上記（7）－イ－（ア）記載のとおり、児童発達支援管理責任者として配置されている理事長が、短期入所事業所の従業員等を兼務しており、児童発達支援管理責任者専任加算の算定要件に適合していないにもかかわらず、平成 27 年 12 月から平成 29 年 8 月までの間、報酬を不正に請求し、受領した。

(ウ) 上記 1（3）エと同様、報酬算定の根拠となる挙証資料（送迎記録）を保管していないにもかかわらず、少なくとも平成 27 年 4 月から平成 29 年 8 月までの間、送迎加算を算定し、報酬を不正に請求し、受領した。

ウ 虚偽の報告【児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号】

(ア) 監査において、管理者兼児童発達支援管理責任者として配置されている理事長が、常勤かつ専従の要件を満たしていないにもかかわらず、あたかも常勤かつ専従しているかのように装い、出勤簿等を偽造し、提出した。

(イ) 監査において、送迎記録を偽造し、提示した。

エ 虚偽の答弁【児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号】

平成 29 年 10 月 13 日の監査におけるヒアリングにおいて、管理者兼児童発達支援管理責任者である理事長が、実際には常勤かつ専従していないにもかかわらず、あたかも常勤かつ専従しているかのように装い、虚偽の答弁を行った。

(8) 児童クラブ すまいる（放課後等デイサービス事業所）

ア 報酬の不正請求【児童福祉法第21条の5の24第1項第5号】

(ア) 毎週土曜日は、事業所を開所せず、舞ヶ丘エリアにある放課後等デイサービス事業所「児童クラブ ばわふる」でサービスを提供しているにもかかわらず、あたかも高野エリアにある当該事業所でサービスを提供したかのように装い、少なくとも平成27年4月から平成29年8月までの間、報酬を不正に請求し、受領した。

(イ) 上記(1)－ウ－(エ)と同様、報酬算定の根拠となる挙証資料（送迎記録）を保管していないにもかかわらず、少なくとも平成27年4月から平成29年8月までの間、送迎加算を算定し、報酬を不正に請求し、受領した。

イ 虚偽の報告【児童福祉法第21条の5の24第1項第6号】

監査において、送迎記録を偽造し、提示した。

ウ 虚偽の答弁【児童福祉法第21条の5の24第1項第7号】

上記(8)－ア－(ア)記載のとおり、実際には放課後等デイサービス事業所「児童クラブ ばわふる」でサービスを提供しているにもかかわらず、あたかも当該事業所でサービスを提供しているかのように装い、管理者であるD氏や、多機能型事業所である放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者のE氏が虚偽の答弁を行った。

(9) 児童クラブ わくわく（放課後等デイサービス事業所）

ア 児童福祉法等違反【児童福祉法第21条の5の24第1項第9号】

指定障害児通所支援事業者である法人が運営する放課後等デイサービス事業所において、児童福祉法第21条の5の23第1項第3号、第5号、第6号及び第7号の規定に違反した。

また、障害福祉サービス事業者である法人が運営する障害福祉サービス事業所において、法第50条第1項第3号から第8号までの規定に違反した。

8 経済上の措置

不正に請求し、受領した介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費を返還させるほか、法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づき、返還額に100分の40を乗じて得た額を加えた額を徴収する予定である。

<返還額>

○不正受給額	159,364,861円	…	①
○加算額(①×40%)	63,745,944円	…	②
○返還額	223,110,805円	…	③(①+②)